

令和4年度 第2回 環境審議会

- 日 時 令和5年 2月 15日 (水) 10時00分から12時00分
- 場 所 石狩市役所5階 第一委員会室
- 議 題
 - 1) 石狩市公害防止条例施行規則の改正について (継続審議)
 - 2) いしかり生きものかけはしプラン (生物多様性地域戦略) の策定について (継続審議)
 - 3) 石狩市環境白書'22 について (報告)

- 出席者 (敬称略)

環境審議会委員

会 長	松島	肇	副会長	芥川	智子
委 員	川路	則友	委 員	加藤	光治
委 員	荒関	淳一	委 員	牧野	勉
委 員	長原	徳治	委 員	石岡	真子
委 員	沖田	郁子			

事務局

環境市民部長	松儀	倫也	環境課長	時崎	宗男
環境政策担当主査	加藤	友紀	環境政策担当主任	角井	貴博

説明員

ごみ・リサイクル課長	板谷	英郁	ごみ・リサイクル課主査	宮原	和智
ごみ・リサイクル課主査	渡邊	史章	環境保全担当主査	工藤	隆之
自然保護担当主査	中野	康男	自然保護担当主任	高橋	恵美

傍聴者数 7名

【事務局 時崎課長】

皆様おはようございます。それでは、定刻となりましたので会議を始めます。本日は、皆様ご多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これより、令和4年度第2回石狩市環境審議会を始めてまいります。

私は事務局の環境課長の時崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の資料を確認させていただきます。委員の皆様事前に送付させていただきました、「議事次第」、「座席表」、「石狩市環境審議会委員名簿」。議題1につきまして、「石狩市公害防止条例施行規則の改正について」。議題2につきましては、資料が4種類ございます。資料1「石狩市生物多様性地域戦略 いしかり生きものかけはしプランの策定について」、資料2「いしかり生きものかけはしプラン 石狩市生物多様性地域戦略(仮)」、資料3「石狩浜アクションプランに向けた検討にかかる報告(仮)」、資料4「いしかり生きものかけはし News」です。議題3につきまして、「石狩市環境白書 '22 -令和4年度版-(案)」となっております。以上、資料の不足等はございませんか。

ありがとうございます。なお、資料3「石狩浜アクションプランに向けた検討にかかる報告(仮)」につきましては、資料表紙右上に記載のありますとおり、希少種情報が記載されておりますことから、「取扱注意 複製・持出禁止」の資料となっておりますので、委員の皆様におかれましては、本審議会以外での使用、引用はされませんよう、取扱いに十分ご注意をお願いいたします。また、傍聴者の皆様も持ち出し禁止の取扱いとさせていただきますので、ご退出の折には、座席に置いてお帰りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は、「黄委員」、「氏家委員」、「丹野委員」から欠席のご連絡をいただいております。当審議会委員総数12名に対しまして9名の出席となりましたので、過半数に達しておりますことから、石狩市環境審議会規則第4条第3項の規定に基づき、当審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議事に入る前に事務局より1点、お願いがございます。会議録作成にあたり、発言の際はマイクに向かってお話していただきますよう、よろしくお願いいたします。また、マイクのスイッチにつきましては、事務局の方で操作いたします。委員の皆様がスイッチを押すなどの操作は必要ありませんので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ここから先の議事につきましては、松島会長をお願いいたします。

【松島会長】

おはようございます。それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

最初に議題1です。こちらは継続審議となります「石狩市公害防止条例施行規則の改正」について、担当からご説明をお願いします。

【説明員 工藤主査】

それでは、議題 1「石狩市公害防止条例施行規則の改正」について説明させていただきます。

まず、先ほども案内がございましたが、再度、本日の資料の確認をさせていただきます。3点ございまして、全てA4判です。1点目は「石狩市公害防止条例施行規則の改正について(要点)」と題した、両面印刷の1枚もの。2点目は「石狩市公害防止条例施行規則の改正案について」と題した、両面印刷の2枚組。3点目は「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」と題した、昭和46年8月25日付けの環境庁大気保全局長から都道府県知事・政令市長宛ての1枚ものの通達です。

それでは最初の資料「石狩市公害防止条例施行規則の改正について(要点)」より説明させていただきます。まず「1 改正の主旨」です。今般の規則改正は、国が昨年10月に改正大気汚染防止法施行令の施行を行ったことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に「2 大気汚染防止法について」です。大気汚染防止法の目的は大気汚染から国民の健康を守ることであり、ばい煙などの4分野で規制すべき対象施設に届出および規制基準の遵守を義務付けております。

次に「3 令の改正概要」です。今回の大気汚染防止法施行令の改正点は、ばい煙発生施設のうちボイラーの規模要件に関するもので、1点目は規模要件からの伝熱面積の撤廃です。

ここで伝熱面積について若干説明します。ボイラーとは燃料を燃焼させることで発生する熱を、水などに吸収させて水蒸気や温水などを作り出す装置です。伝熱面積とは、熱交換器において実際に熱が伝わる面の広さのことで、ボイラーの場合、燃焼室で発生させた熱が、水などの媒体へ受け渡される部分の表面積の合計と言えます。

2点目は、伝熱面積を規模要件から撤廃することに伴い、バーナーを持たないボイラーが、バーナーを持つボイラーと同規模であった場合、規制対象外となることから、公平な規則とするため、規模要件が「バーナーの燃料の燃焼能力」から、「燃料の燃焼能力」に改正されました。

大気汚染防止法施行令の改正前と改正後の変更については、1ページ目の下にマトリクス図で示しております。ここまでが大気汚染防止法施行令の改正内容です。

裏面に移ります。「4 石狩市公害防止条例施行規則の該当条項について(抜粋)」です。現行の石狩市公害防止条例施行規則は、別表第1の下のマトリクス図に示しているように、改正前の大気汚染防止法の規制対象から外れる伝熱面積5㎡以上10㎡未満のボイラーを規制対象としています。このいわゆる上乗せ規制を、先ほど申し上げた大気汚染防止法施行令の改正を受けて、この度、改正しようとするものです。

改正の考え方は、「5 規則改正の考え方」にまとめました。これまでの上乗せ規制の考え方を踏襲し、大気汚染防止法施行令に定める規模の2分の1以上の施設を条例に基づく規制対象とします。

改正後の大気汚染防止法施行令は規模要件を、燃料の燃焼能力が1時間当たり50リットル以上の施設としたため、石狩市公害防止条例施行規則では、その2分の1に相当する、燃料の燃焼能力が1時間当たり25リットル以上50リットル未満の施設を規制対象とします。

次の資料にいけます。「石狩市公害防止条例施行規則の改正案について」をご覧ください。「1 改正の要旨」から「2 改正内容【改正案】」の「(1)別表第1」までは今までの説明と重複しますため、「(2)備考」から入らせていただきます。

今回の石狩市公害防止条例施行規則の改正では、先に申しあげましたとおり、伝熱面積を廃止し、燃料の燃焼能力に関する規定を新たに設け、重油以外の燃料を使用するボイラーについても、規制対象の基準を明記することとします。

ページ下段から裏面にかけて、石狩市公害防止条例施行規則の改正前と改正後との対比表を掲載しております。アンダーライン箇所が改正部分です。

裏面の表のうち、右側の改正後のアンダーライン部分をご覧ください。備考と付表を加筆し、燃料の燃焼能力の重油換算について、重油以外の燃料を換算する際の基準を示しました。

次に「(2)根拠」とありますが、これを「(3)根拠」に訂正いたします。

今回の改正案策定に当たり、現行規則のもと、特定施設として市に届出のあるボイラー、57施設について、重油換算燃焼能力ごとに分類した表を次のページに載せております。

新しい基準となる「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満」に該当するのは37施設で、全体の65%。大気汚染防止法の規制対象である「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上」に該当するのは11施設で、全体の19%です。従いまして、大気汚染防止法または石狩市公害防止条例の規制対象となるものは全体の84%程度となります。また、規制から外れる「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル未満」の施設は全体の16%程度です。

表の「㊤ 燃焼能力ごとの届出施設数」に届出施設の数を載せてございますが、今回の改正に伴い、対象から外れる届出施設の業種を括弧書きで示しました。業種は行政機関、学校、木材乾燥、倉庫等で、いずれも暖房用のボイラーとしての届出であり、大気環境への影響は大きくはないものと考えております。

続きまして、大気汚染防止法施行令の改正を受けた、石狩振興局管内の他市の現時点の対応をまとめました。札幌、江別両市は昨年10月に規則を改正しており、恵庭、千歳両市は改正に向けた作業中と伺っております。なお、北広島市については元々公害防止条例の類の例規を持っていない、とのことでした。

最後に1枚ものの資料「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」をご覧ください。「第1 ばい煙発生施設に関する事項」の8行目の赤いアンダーラインの箇所に重油換算の換算値が示されています。この部分が先に申しあげました、石狩市公害防止条例施行規則の改正点の一つである、重油以外の燃料を使用するボイラーを規制対象とする際の根拠です。私からは以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。ただ今のご説明に関して、何かご質問、ご意見等がありますか。

前回審議したときは算出根拠になる換算式がわかりづかったことと、上乘せ規制の規制対象を大気汚染防止法の半分とする根拠がよくわからないという指摘に対して、今回新たにご説明いただいたと理解しておりますが、いかがでしょうか。

長原委員をお願いします。

【長原委員】

全体的に特にはございませんが、市民的と言いますか、俗な言い方をすれば、この規制によって市民が受ける、各事業所などによる影響というものは、ただ今のご説明をお聞きしている限り、それほど大きなものではないのかなと受け止めましたが、どの程度になると思われますか。

【事務局 時崎課長】

事務局の時崎でございます。ただ今の長原委員のご質問にお答えいたします。

今回の大気汚染防止法の改正に伴う、石狩市公害防止条例施行規則改正による市民生活等々への影響の大きさという趣旨のご質問でしたが、冒頭、担当より説明がありましたように、大気汚染防止法は、事業活動や建築物の解体に伴う大気汚染から国民の健康を保護することを目的としたものでありまして、規制の対象は主に事業活動に伴う設備ということになります。従いまして、市民の皆様の生活への直接の関わりとなりますと、然程はないのですが、今回、規制の枠組みを法律の改正に伴って改めたという内容になってございますので、一定規模のボイラーを持つ事業所における事業活動につきましては、若干影響があるところはあるかと思えます。ただ、皆様の家庭生活において、直接規制が増えるといったことにはならないかと思えます。

以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。

加藤委員をお願いします。

【加藤委員】

参考までにお聞きしたいのですが、資料「石狩市公害防止条例施行規則の改正案について」の3ページ目、「市条例に基づき届出のあったボイラー」のところの「⊖ 使用燃料」で、ガスを使っている事業所で該当するところは、石狩市内ではないのですか。

【説明員 工藤主査】

ガスによる届け出は現時点ではございません。

【加藤委員】

現時点ではない。

【説明員 工藤主査】

はい。

【松島会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。芥川委員お願いします。

【芥川副会長】

前回審議した際に、私の方でこういう燃料の換算を載せていただくと非常にわかりやすいと意見を出させていただきましたが、こういう形になって非常にわかりやすいと思います。今後、おそらくバイオマスなど色々な固体燃料のボイラーが増えてくると思いますので、そういうときに石狩市公害防止条例の中で、「1.6 キログラム」という重油1リットルに対する換算量が確認できると、届け出を出す方々にわかりやすいなと思っておりましたので、非常に良かったなと思っております。ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にご意見等ないようなので、こちらは答申させていただきたいと思います。

(答申を読み上げ、松儀部長へ手交)

【事務局 松儀部長】

ありがとうございました。

【松島会長】

ありがとうございました。続いて議題2に移りたいと思います。こちらも継続審議となります。「いしかり生きものかけはしプラン(生物多様性地域戦略)の策定について」、担当から報告をお願いします。

【説明員 中野主査】

本議題につきまして、私の方からご説明させていただきます。資料1「石狩市生物多様性地域戦略 いしかり生きものかけはしプランの策定について」をご覧ください。

本計画は石狩市環境基本計画の個別計画として位置づけられる、生物多様性を保全するための方針として、令和6年3月までに策定するものとしており、令和4年3月22日に開催された、令和3年度第1回環境審議会において諮問し、策定作業を進めているところであります。

また、このプランの中には、特に保全を進める必要のある種や地域についての行動計画として、アクションプランの設置を進めており、先行して石狩浜の生物多様性を保全するための「石狩浜アクションプラン」を策定しております。

今後のスケジュールについてですが、2月25日に予定している「いしかり生きもの座談会」や、市内に周知しているアンケートで得た意見などをとりまとめ、次回の環境審議会で報告する予定となっております。

なお、策定までのスケジュールについてですが、表1のとおり、令和5年度に中間・素案報告を経て、パブリックコメントを実施後に、年度末までに原案を報告し、答申を受ける予定となっております。

最後に、今回報告しました資料についてですが、希少種情報等も記載されておりますので、複製等、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。また、傍聴者の皆様については、閲覧用としておりますことから、審議会終了後は回収させていただきます。

当該動植物の保護に支障を及ぼす情報については、不開示扱いとなる場合もありますのでご承知おきください。希少種保全へのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「いしかり生きものかけはしプラン」策定の報告とさせていただきます。

【松島会長】

ありがとうございました。

資料2「いしかり生きものかけはしプラン 石狩市生物多様性地域戦略(仮)」、資料3「石狩浜アクションプランに向けた検討にかかる報告(仮)」については、事前にお目通しいただいているということですのでよろしいでしょうか。質問等、あるいは補足説明頂きたいことがございましたら、お願いいたします。

川路委員よろしくお願いいたします。

【川路委員】

川路です。継続審議ということで、もしかしたら以前質問したかもしれませんが、教えてください。

資料2「いしかり生きものかけはしプラン 石狩市生物多様性地域戦略(仮)」の20ペー

ジですが、「4.4 野生動物との軋轢緩和」の「対策協議会の体制強化」のところに鳥獣被害状況の把握という記載があり、その段落の下に「▶タンチョウ」と書かれています。タンチョウについては、道央圏で見られることは非常に少ないと思うのですが、かなり被害が挙がっているということで、ここに挙げているのですか。

【説明員 高橋主任】

ご質問ありがとうございます。自然保護担当の高橋が答えさせていただきます。

20 ページにタンチョウと記載しておりますのは、1 件ですが、目撃があったこと、あとは道東、道央の方でも、今タンチョウが少しずつ増えてきていて、そういった点で、今後、国の方でも動くような流れがあるという話を聞いておりますことから、石狩市の方でも考えていく必要があると思い、こちらに書かせていただいております。

まだ具体的な動きがあるわけではありませんが、今後考えられるという想定の上で書かせていただいております。

【川路委員】

これは被害として書かれているのですよね。

【説明員 高橋主任】

被害等なので、被害だけではなく連携という形で書かせていただいております。

【川路委員】

タンチョウは、今道央で少しずつ確認例が増えてきているので、今後はおそらく生息環境を充実させようというような方向になると思います。ですから、この項目に書かれると、道東の方でひょっとしたら被害が出ているのかもしれませんが、そういったことから石狩市はタンチョウに対してこういう態度をとっているのだと、思われてしまうかもしれないので、ここに書くのはあまり相応しくないかなと感じました。

【説明員 高橋主任】

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【松島会長】

ありがとうございました。

【川路委員】

すみません、一点。資料3「石狩浜アクションプランに向けた検討にかかる報告(仮)」ですが、私自身が知識不足で、あまり使わないのですが、外来性の言葉が多く使われていて、

これは内部の検討資料なので、いいのだらうと思いますが、例えば、9ページ、10ページ辺りに「シビックプライド」という言葉があります。これはわかるのですが、もちろん日本語では訳せない微妙な意味合いがあると思いますが、ある意味、さらっと外来語をバリバリ使うと、非常に先進的な取組をしているように見えますが、これは単に誇りを持てるような地域づくりというような感じなので、それとなく括弧付きで書くか、もしくは日本語に訳してやった方が良くないかなという感想です。

【松島会長】

ありがとうございます。

【川路委員】

最近、役所と言いますか、中央官庁の白書なども随分外来語が多くて、その都度、そのページの後に解説は書いてあるのですが、いちいち解説をずっと読んでも仕様がなくて、わかりやすく日本語で表せるなら表した方が良くないかなと思いました。ほかの用語についても、そういうことを考えた方が良くないかなという気がしました。

【事務局 時崎課長】

ご意見ありがとうございます。読んだ方に伝わりやすい平易な表現というアドバイスかと存じます。そういったわかりやすい表現に努めていくために、ただ今のご意見も参考にさせていただきますたいと思います。

【川路委員】

同じく資料3ですが、12ページに、対象範囲とゾーン分けが出ていて、私の立場から言うのもなんですが、海浜植生ということで、一番植生が重要なことはよくわかりますし、非常に海浜植生が詳しく書かれているのは良いのですが、生態系という面で見ると、植物以外のものがあまりに簡単に書かれていて、例えば、確認されている希少種は、どこもアカモズしか書かれていない。同じ海浜植生全体でアカモズだけしか出ていなかったから、同じ生態系じゃないかと思われるような危惧がありますので、やはり少しほかの動物たち、昆虫でもなんでも、そういったものをもう少し記述面でも出されたらどうかなという気がします。

もちろん、詳しい植物の植生を記載されるのは大変結構なのですが、あくまでも生態系なので、生態系の中でどういう構成要素があり、どういう構成になっているという表現をされた方が良くないかなという感じがしました。

それは私のコメントですので、ご検討いただければと思います。

【松島会長】

ありがとうございました。

石岡委員お願いします。

【石岡委員】

最初の事務局からの説明は、資料1「石狩市生物多様性地域戦略 いしかり生きものかけはしプランの策定について」だけでしたが、専門家の方は資料を前以て送っていただければ、それなりに読み込めると思いますが、私たちは公募で応募した一般市民ですので、簡単で良いのですが、もう少し詳しく説明をお願いしたいです。

【松島会長】

ありがとうございます。資料2と3ですね。

【石岡委員】

そうです。

【松島会長】

こちらの中身の概要等をもう少し、簡単にでもご説明いただけないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

【説明員 高橋主任】

自然保護担当の高橋です。ざっくりですが、簡単に全体の流れと、ここの部分に注目してほしいというところだけ、要点をお伝えさせていただきます。

現段階の作り込みですので、まだ途中の部分が多く、恐縮ですが、まず資料2「いしかり生きものかけはしプラン 石狩市生物多様性地域戦略(仮)」の表紙をご覧ください。「修正・加筆を必要としている項目については、タイトルに下線が引いてあります。」と記載しており、今後、内容についてはどんどん変更していくこととなりますが、現段階では、札幌市や北海道の動きを見ながら、内容の方を詰めているところです。また、国の国家戦略も動いているところですので、そのの部分にも合わせて進めています。

はじめに、策定の進め方として、平成30年度から行っている石狩市内の環境調査の情報、市民の皆様にもお力を頂いて調査してきた石狩浜でのアクションプラン、あとは全体の大きなところの動きを中心に策定を進めております。

10ページの「2.2 現状と課題」の方では、例えば、石狩市内に希少種がありますが、まだあまり調査が進んでいないこと、それから外来種について、特に今石狩浜ではアズマヒキガエルの調査をしていますが、そのほかにも外来種がいること。あとは野生動物との軋轢ということで、エゾシカやヒグマの被害等も増えております。また、最近ではキツネ等も市内でよく見かけ、餌付けをしているようなこともありますことから、そういった点でも病気等のリスクなども挙げております。また、そのほか、今ある自然を使つての発展や、大きな地球

環境問題に付随して生物多様性が失われるのではないかとというようなことも踏まえて、10ページから13ページの問題点をいくつか挙げさせていただきました。

その現状と課題を受けて、基本方針として14ページ、2020年から2040年までの計画である第3次石狩市環境基本計画で設定されている自然環境分野の生物多様性の長期的な目標である「豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち」を目標として、「生物多様性の保全」、「自然との共生」という大きな二つの方針を基に、先ほどお話をさせていただきました課題と問題点について、いかにして良くするか。2030年が中間行動計画の改定時期ですので、2030年にどこまで保全・保護していくか、2040年までにどこまで進めていけば良いかというようなことを行動目標として掲げています。

16ページからは細かい問題点に関して、どのようにしていけば、より良い生物多様性が守られていくかということを中心に明記しております。

今、国の方でも話題となっている、2030年までに陸と海の30%以上を保全しようという目標である30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の動きも見ながら入れております。

あとは18ページの注目種の保全が一つ、キーワードとなってくるかなと思っているのですが、先ほどアクションプランというお話をさせていただきましたが、アカモズというキーワードも出ていましたとおり、石狩市には石狩市にしかないという地域種がかなり多くあります。そういったものに特化した行動計画というものを今後進めていくことになりまますので、注目種というような、石狩市内で守っていかなければいけない種を挙げていき、それに対して必要に応じてアクションプランを策定するということを進めて行きたいと考えております。また、その次には外来種、野生動物との軋轢緩和、地域資源の活用といった15ページの「3.2 目指す姿と行動目標」に挙げている項目のとおり色々施策を考えております。

そのほか、市民の皆様に関わってくるところが、25ページの「4.7 環境教育・普及啓発の推進」です。現在、石狩市環境情報等オープンデータポータルサイトというものがありますが、今後、そういったGISを活用して、皆様が持っている情報を頂いたり、逆に石狩市が持っている情報を発信したりというような仕組みを作っていければと考えているところです。

「5章 推進体制」、「資料編」は見ただければわかると思いますので、割愛させていただきます。

今後ですが、石狩市内の全世帯に回覧している資料4「いしかり生きものかけはし News」の目安箱で色々なお話を皆様から頂いたり、先ほどお話をさせていただきました2月25日の土曜日に座談会でお話をさせていただければと考えております。

以上が要点、ここに注目してほしい部分の説明です。もう少し聞きたい、不足等ありましたら、またお知らせいただければと思います。こちらからは以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。
長原委員お願いします。

【長原委員】

今のご説明ですが、昨年12月に国連生物多様性条約第15回締約国会議、COP15がカナダで開かれました。それに基づいて国が行う国家戦略の動きを見ながら、いしかり生きものかけはしプランを作成しているというご説明でしたが、大体今年度いっぱい国家戦略を策定すると聞いていて、COP15では、かなり多くの項目の国際目標を決めて、それに基づいて国の国家戦略を作って、道もそれに動きを合わせるとしている。その情報も得ながらというご説明が今ありましたが、その国家戦略の内容は大体手に入っているということですか。それに歩調を合わせているというご説明だったのでしょうか。

それから、少し前の国家戦略を基にして、ここまできていますが、そうすると新しい国家戦略が出てきたらまた変えなければならないということにならないのかなど。この問題について言えば、地方自治体が主役ですから、そういった意味でしっかりと作り込まれているのは大変結構だと思いますが、全体的に大きな流れに合わせているという点では、今後の動き方というのはどうなるのでしょうか。

6月末には完成ということですが、期間的に大丈夫かなという感じもしますが、どうなのでしょう。

【説明員 高橋主任】

お話にあったCOP15のゴールは2050年。石狩市の場合は環境基本計画のゴールが2040年ですが、大体同じようなスパンで考えていて、方向性につきましても、石狩市ももちろん同じ方向性を持っているということがベースとしてありますが、地域戦略ですので、石狩市の自然をどう守っていくかという、石狩市独自という部分も考えているので、全体として世界というのは見えています。地域の自然という部分も、考えていくところだと考えております。

【長原委員】

そうすると3月末に国から一定のまとまったものができてきたときに、それによって、この今出されている案を大きく変更しなければならないという心配はないということで良いのでしょうか。それは基準と言いますか、方向性にしたがって作っていますよということで理解して良いのでしょうか。お教えいただきたい。

大きく変更にならないのだろうかという懸念が一つあるのです。

【説明員 高橋主任】

ありがとうございます。COP15の要約や国家戦略の素案は、各所ホームページで発信され

ていますので、そういったものを逐一見ながら、内容を検討し、作成しているところになります。

【長原委員】

大きく変更になることはないと理解させていただきました。ありがとうございました。

【松島会長】

国の情報に関しては、ウェブサイトで既に公開されておりまして、1月23日に生物多様性国家戦略小委員会が開かれまして、改定について話し合っ、その中で話し合われた、あるいは世界の動きを受けて変更すべき点というものがリストになって出てきておりまして、ある程度国の方向性というものも、確定したものが公開されておりまして、それを参照しながらやっているということでご理解いただければと思います。

【長原委員】

わかりました。

【松島会長】

はい、加藤委員お願いします。

【加藤委員】

非常にグローバルでレベルの高い情報交換ですが、資料2「いしかり生きものかけはしプラン 石狩市生物多様性地域戦略(仮)」を読みますと、至るところに周辺の市町村や民間企業と連携するという文言が出てくるのですが、確かに、札幌市は生物多様性さっぽろビジョンを持っていますが、例えば、周辺のほかのまちや民間に、どのように理解して落とし込もうとしているのか、もう少し考え方をお聞きしたいです。

【説明員 高橋主任】

ありがとうございます。札幌市の方では生物多様性さっぽろビジョンがありますので、その部分で石狩市とも連携していこうという動きが出ているのですが、おっしゃるとおり、ほかの自治体は生物多様性地域戦略をそもそも持っていない市町村がほとんどになります。ただ、エゾシカだったりヒグマだったりというような、大型動物や渡り鳥等の動物は市町村を越えてやってくるが多いため、情報共有していくことが今後必須になっていきますので、そういったことを前提として書かせていただいております。

それから、企業等のお話ですが、企業の方でも今、生物多様性を守っていくことを前提としていることが多いので、石狩市としてこういった生物多様性を守り、そこに企業参画して、例えば、CSR(企業の社会的責任)活動で、環境への配慮やボランティアといった形で賛同

していただけるような進め方をできればと考えております。

現状では、コロナ前の話になりますが、CSR で除草作業などをしてくださっている企業さんもいらっしゃいますので、そういったことがどんどん広がっていけばと考えております。

また、OECM という考え方も、国の方で進めているところではありますが、企業が持っている緑地等が OECM に選定されることによって、生物多様性が守られるような仕組みも考えているところですので、そういったことも、連動できれば良いかなと思っております。以上です。

【加藤委員】

行政サイドについては、国や道という部分、もしくは周辺の市町村に対し、石狩市がその辺りのリーダーシップを執るのか、わかりませんが、やはり民間をどのように巻き込んでいくかという部分を、もう少し詰めていかないと、結局計画倒れになるという部分があると思うのです。ですから、何々を前提にということではなくて、その辺りはもう少し具体的に、内容を詰めた方が良いかなと思います。

【説明員 高橋主任】

ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございます。

石岡委員どうぞ。

【石岡委員】

資料 1 「石狩市生物多様性地域戦略 いしかり生きものかけはしプランの策定について」のスケジュール表に審議会という欄があって、この令和 4 年 2 月の中間報告が、今日に当たるわけですね。同じ表に検討会という欄があって、今までに 3 回くらい開かれているようですが、専門家による意見交換会というものもありますよね。それとこの検討会は違うのでしょうか。

この審議会で、今どういうことをしていけば良いのか、よくわかりません。

【松島会長】

ありがとうございます。審議会の中でこの戦略についてどのように話し合っていていくのかというご質問かと思います。

【事務局 時崎課長】

事務局の時崎でございます。この生物多様性地域戦略につきましては、先の審議会で諮問

をさせていただきました。最終的に答申を頂くことを目指してこの審議会でご議論いただくという手続きを、まず一つ想定してございます。

そして、この検討会というものにつきましては、いわゆる自然保護という生物多様性という概念は行政におきましては、割と新しい分野でありますことから、各有識者の方の知見をお借りしながら、案の作り込みをしているところでございます、それがこの検討会というところでございます。

検討会で内容の精査をしながら、審議会で委員の皆様から様々なご指摘も頂き、内容をブラッシュアップしていくという、基本2本立ての取り進めを考えているところでございます。もちろん、このプロセスの中におきましては、各種市民参加手続等も踏まえながら完成を目指すというスケジュール感で想定しております。私からは以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。進め方に関してですが、先ほど加藤委員から企業との連携の話がありました。現状、資料1で出てくるスケジュールではヒアリングというところが、令和5年に関しては空欄になっていますが、こういうところで企業の方たちとの勉強会のようなものや、あるいは市民の皆様とのワークショップのような、少しご意見を聞くようなところが入ってきても良いのかなという印象を受けました。

令和4年度に1年かけて、この素案が作られて、今度は令和5年度に、また1年かけて中身をブラッシュアップしていく。方向性がそもそも間違っているのではないかと、あるいは具体的にこういうところをもう少し詰めた方が良いのではないかと等の意見を、これからこの資料を読み込んでいただいたりしながら、皆様から意見を頂いていこうという1年になるかと思っておりますので、その中で資料を読んでいただいて、意見を頂くだけではなくて、そういった意見交換をする場を、この審議会の中ではおそらく時間が足りないと思っておりますので、委員ではない方たちも含めた場があってもいいのかなと思っております。

【事務局 時崎課長】

ありがとうございます。

皆様の多様な意見を伺いながら、完成に近づけていくことを旨としておりますので、今のご意見も参考にさせていただきながら、次年度にどのような機会を設けるのが良いのかということも検討させていただきたいと思っております。

【松島会長】

よろしく申し上げます。

川路委員どうぞ。

【川路委員】

川路です。石狩市として、注目種は選定しているようですが、レッドリストはまだ作っていないですね。札幌市ではレッドリストを作っていますので、先ほどおっしゃっていたように近隣の市町村ともなるべく連携するということを見ると、注目種を挙げて、その注目種すべてを同等に扱うのではなくて、ある意味でレッドリスト辺りを作ると、もう少し焦点が絞れてきて、そういう意味での説得力が出てくるという感じがいたしますが、その辺りは、今後、何かお考えがあるのでしょうか。

【事務局 時崎課長】

ご質問ありがとうございます。レッドリストに関するご質問でございますが、本市におきまして、現時点において、リスト化できるほどの自然環境調査の深堀に至っていないと感じております。これまでの自然環境調査の蓄積の中で、アカモズ、あるいはオオムラサキ、シロマダラなどの注目すべき種がいるということまでは認識しているところではありますが、それをレッドリスト化しようということになりますと、まだそこまでの判断をするに至るほどの調査の深堀をしていないと実感しています。

【川路委員】

ここまで達したらレッドリスト作ろうではなくて、レッドリストを作るためにどういうステップを踏んだら良いかという発想に行った方が良いと思います。札幌市のレッドリストを作るときも、わっと、ここで作らなければいけないという話になって、あとからあとからくっついてきて、色々なデータを集めなければいけないとなって、バタバタバタバタしてやったという形です。北海道のレッドリストのときもそうでした。ですから、まだあまり集まっていないから何もできないと言っていたら、おそらくいつまで経ってもできない。作らなければならないということが最初にないと、やはりそこまで到達できないという感じがします。以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。

【事務局 時崎課長】

ご意見ありがとうございます。リスト化することはおそらくゴールではなくて、リスト化することで、より希少種保護の取組を強めていく、深めていくということが目的だと思いますので、本市の希少種保護の目的にとって必要かどうかというところも含めて、札幌市の先例なども参考にしながら、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。こちらは1年かけて審議していく継続審議案件ですので、具体的な細かな点や、そのほかの点につきましても、事務局等に話していただくと良いかなと思います。

芥川委員お願いします。

【芥川副会長】

先ほどご担当の方もおっしゃったように、国でも30 by 30という目標が話題になり、もう自然環境を全部守れる時代ではなくなり、何とかここだけは残しましょうという時代になってきたと思います。それに対して、札幌市や道もそうですが、生物多様性に着目した戦略という形でやっているのは非常に先進的な取組だと思います。市として誇るべき取組なのではないかと思っております。

報告の方には私たちの研究所(北海道立総合研究機構)の結果も色々取り入れていただいていますね。今も石狩浜で色々な研究もしていますので、ぜひそういうところも取り入れていただき、進めていただきたいと思います。

一つだけお願いと言いますか、地名にフリガナを振っていただいた方が、良いのではないかと思います。例えば、聚富原生花園(シップゲンセイカエン)、おそらく読めない方のほうが多いと思います。市内の方でも読めない方がいらっしゃるのではないかと思います。地名は歴史もあって非常に大切な財産だと思いますので、そういうところをわかりやすくするよう留意していただくと良いのではないかと思います。

【事務局 時崎課長】

ありがとうございます。読みやすい工夫と言いますか、地名につきましても非常に難読地名が多いまちでございますので、その辺りのところも参考にさせていただきながら、作り込みに務めたいと思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございました。

石岡委員どうぞ。

【石岡委員】

資料3「石狩浜アクションプランに向けた検討にかかる報告(仮)」の12ページのゾーン分けで、図の右上の方の緑色部分は八の沢辺りの自然林のことなのでしょうか。この部分をなぜ緑色にしているのかという疑問なのですが、下の方ではマクンベツ湿原の隣のゴルフ場が緑色に塗られているので、取り違っているのではないかと思います。よく

わかりません。

【事務局 時崎課長】

ご質問ありがとうございます。地図のゾーン分けをしているところ以外の八の沢方面が緑色に塗ってあったり、ゴルフ場が緑に塗ってあったりしているのは地図の仕様でございます。このアクションプランにおいて意味を持たせようとしているエリアとして着色しているわけではなく、ここに色が塗られている地図をベースとして使ったということでございます。

【石岡委員】

生物多様性を守っていくという資料なので、何か意味があるのかと思いました。わかりづらいです。

【松島会長】

ベースに使った地図が悪かったというお話だと思います。要は、ゴルフ場を意図して色分けしているわけではなくて、使った地図がたまたまゴルフ場に色がついていたということですが、凡例もないのでわかりにくいですね。こう見ると、緑色の区域のため、保護区に指定されているのかと思っても、凡例にも出てこない。

使っている地図がわかりにくいというのはご指摘のとおりだと思いますので、これは図を作るうえで改めていただければと思います。

【事務局 時崎課長】

今のように何か意味があるのだろうかと思ってしまうような誤解を招く作り、あるいはベースとなる地図の使い方、この辺りは工夫改善の余地があると思いましたが、今のご意見も参考にさせていただきながら作らせていただきます。ありがとうございます。

【松島会長】

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

議題2につきましては以上で終わりたいと思います。引き続き継続審議ということで令和5年も審議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ここで5分間休憩を取りたいと思っております。再開は中途半端ですが11時3分頃からということをお願いいたします。

(休憩)

時間になりましたので、審議を再開したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題3「石狩市環境白書 2022」について、担当からご報告をお願いいたします。

【事務局 角井主任】

環境課の角井と申します。本議題につきまして、私から説明させていただきます。

環境白書は「石狩市環境基本条例」第7条に基づき、毎年「環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにする」ものとして作成し、公表するものです。

この度、令和4年度版の案について作成いたしましたので、ご報告いたします。

はじめに、3ページをご覧ください。第1章は令和4年度特集として、今年度の世界や国、石狩市における環境分野のトピックスを掲載しています。今回は COP27 や石狩市が4月に選定された脱炭素先行地域に関するトピックスのほか、石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドラインの改正や令和4年度に発見されたシロマダラについて記載しています。

次に6ページをご覧ください。第2章として石狩市環境基本計画の目的や位置づけ、計画の全体像や目指す姿のほか、10ページには当環境審議会の令和3年度開催状況について記載しています。

次に11ページをご覧ください。第3章では、施策及び環境の状況として環境基本計画で定めた5つの分野について、目指す姿とSDGsとのかかわり、分野別評価指標の現状と目標などについて記載したのち、個別の項目について記載しています。

一つ目の「安心・安全」の分野は、大気環境や水質、騒音、化学物質や地下水、公園・緑化などについて、環境基準や調査結果等を記載しております。令和3年度の実績としましては、各種指標について、概ね基準を満たしている結果となっておりますが、前年度と比較すると、不法投棄件数の増加が見られました。

次に27ページをご覧ください。昨年度版から追加しました、公害苦情や公害防止協定の締結状況についてですが、今回に関しましては騒音に関する苦情が多く寄せられているという結果となりました。

次に28ページをご覧ください。厚田区にあります道の駅、ポンプ場、厚田給食センター、厚田学園、石狩消防厚田支所における石狩市厚田マイクログリッドシステムについてですが、こちらは令和4年4月から稼働を始めています。

次に30ページをご覧ください。二つ目の「生物多様性」分野ですが、各種生物多様性の保全に向けた活動や、自然環境に関する普及啓発の状況などについて掲載しているほか、38ページに記載しておりますとおり、ヒグマの出没件数や出没状況の公開について記載しています。

40ページをご覧ください。三つ目の「資源循環」分野では、石狩市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の内容に基づき、新計画の施策体系や各種指標について記載しています。

次に 41 ページをご覧ください。こちらには家庭系ごみの排出量を記載していますが、令和 3 年度実績で 13,716t と、令和 2 年度の 14,053t に比べ減少していますが、原因としては令和 2 年度においては新型コロナウイルス対策として在宅時間が長くなったことにより排出量が増加していましたが、令和 3 年度はその分が減少したと考えられます。また、44 ページをご覧ください。こちらが不法投棄件数になりますが、令和 3 年度実績は 56 件となり、令和 2 年度より増加という結果になっております。

続いて、46 ページをご覧ください。4 つ目の「脱炭素」分野では、昨年度末に改定した「石狩市地球温暖化対策推進計画」の区域施策編及び事務事業編にて定めた各種指標や計画の位置づけについて記載し、あわせてこれまでと同様に市域及び市の事務事業から排出された温室効果ガスの排出量について記載しています。

48 ページをご覧ください。石狩市域から排出される温室効果ガスの令和 2 年度の実績は 624,075t-CO₂ となっており、基準となる平成 25 年度実績の 615,502t-CO₂ から比べると、約 8 千 t、割合で約 1.4% の増加となっている一方で、49 ページには事務事業に伴う排出量を記載しておりますが、公共施設における排出量については、平成 25 年度実績の 13,924t-CO₂ から比べると、令和 3 年度実績において約 2 千 t、割合で約 16.3% の減少となっています。これは、おそらく職員の省エネ行動に加え、令和 3 年度から 2 か年で実施している照明の LED 化などによるものと考えられます。

次に 51 ページをご覧ください。石狩市森林面積の内訳とその経年変化について、例年報告しているところですが、令和 3 年度の実績値につきましては、3 月 5 日公表される予定となっていますので、こちらに関しましては公表後に掲載させていただき、最終報告とさせていただきます。

そのほか、脱炭素の取り組みとして、54 ページに記載しておりますが、普及啓発に向けた取り組みとして、市の広報市や回覧板などを活用しながら、随時情報提供しています。

64 ページをご覧ください。最後に 5 つ目の分野として、教育・パートナーシップについて記載しています。この分野は、すべての分野と関連すると位置付けており、環境教育の実施状況や、環境情報のオープンデータ化の取組、様々な団体などとの連携による取組などについて記載しています。

68 ページをご覧ください。第 4 章では、その他の主な取り組みとして、厚田区小谷の風車の売電益や、いしかり J - V E R の販売収入を原資とした「石狩市環境まちづくり基金」による事業の実施状況、また環境ポスターコンテスト受賞作品の紹介などを記載しています。

そのほか、72 ページ以降、第 5 章として参考資料を掲載しております。参考資料は、石狩市環境基本条例、環境保全に係る各種基準、また環境関連の主な施設の紹介など、新たな環境に関する問い合わせ先の課や電話番号などを記載しております。

以上、簡単ではございますが、環境白書のご報告とさせていただきます。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について何かご質問やご意見などありましたらお願いします。

芥川委員、お願いします。

【芥川副会長】

一つ訂正をお願いしたいところがありまして、11ページの表、「分野別評価指標の現状と目標」のうち大気汚染物質濃度の光化学オキシダントですが、光化学オキシダントは昼間の1時間値が一回でも超えると環境基準未達成になってしまうので、ほぼ全国で未達成の項目となります。実際に石狩市でも数日は超えているということでしたので、ここだけは未達成ということで最終評価をお願いしたいと思います。

【松島会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【事務局 時崎課長】

ありがとうございます。資料11ページの光化学オキシダントに関する基準等につきまして、再度確認のうえ、必要な訂正をさせていただきます。

【松島会長】

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

加藤委員お願いします。

【加藤委員】

三か所ほどお聞きします。27ページの表3-9「公害種別苦情件数」の騒音のところについて、先ほどの説明では増えているというお話でしたので、答えられる範囲で良いのですが、例えば、交通量が増えた、何か工場から出ているなど、要因をお聞きしたいです。

それから、29ページの表3-11「不法投棄の状況」のうち、タイヤの不法投棄の数字が非常に伸びていますので、これについても、例えば、投棄されていたエリアや、一か所に大量にあったのかどうかなど、その辺りと、それから44ページの表5-1「リサイクル率の推移」のリサイクル率が下がっているわけですが、この辺りの要因など、もしわかれば教えていただきたいと思います。

【説明員 工藤主査】

環境保全担当の工藤です。騒音について、私の方からお答えいたします。

騒音の苦情が増えている要因を、わかる範囲でということですが、近年の苦情は事業所系

というよりは生活関係の騒音に起因するものが大半です。

エリア的には花川及び緑苑台、樽川の住宅地等でありまして、内容的には隣近所から発生される音声、夜間遅くまで騒いでいる、飲食店のカラオケ系の騒音、それから、これは夏場に多いのですが、深夜まで焼肉等をして騒いでいるなど、そういった生活系の騒音が大半を占めてございます。私からは以上です。

【説明員 渡邊主査】

ごみ・リサイクル課の渡邊と申します。私の方からは、不法投棄のタイヤの本数についてお答えいたします。令和3年度の不法投棄されたタイヤの本数は741本となっておりますが、これは新港の公園の敷地内に500本程度捨てられていたため、その分が例年より増えているということになっております。

それから、リサイクル率の減少についてですが、現在、循環コンビニなど、民間業者が経営しているリサイクルの回収ボックスがございますので、そちらの方に流れている部分もあるかということで、こちらの方では認識しているところでございます。以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。ちなみに新港の敷地内でのタイヤの投棄の増加というのは、何か要因など思い当たることはありますか。

【説明員 渡邊主査】

今回の令和3年度に関しましては、一時的に入り口を閉鎖していないこともありまして、夜間人気がない時間帯に大量に捨てられたという事案で、徐々に増えているというわけではなく、そのとき、そういう状況になったということで、入り口につきましては、今は閉鎖しておりますので、今後は捨てられないと考えております。

【松島会長】

たまたま多かったということですかね。

【説明員 渡邊主査】

そうですね。

【松島会長】

処理のコストが増えたために、投棄する人が増えて、例えば、新港を封鎖したとしても、その後、ほかの場所に投棄されている可能性もあるかなと思って質問させていただきました。わかりました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。川路委員お願いします。

【川路委員】

川路です。内容としては全然問題ないと思いますが、文章に関して、一点だけ、私の理解が追いついていないので、教えていただきたいのですが、64 ページの下の方に環境教育の推進、環境意識の向上ということで、「(1) 環境教育・環境学習の実施状況」の中で「市では、環境に関する市民等の意識や関心を高めるため、学校や地域の団体に対して環境教育・環境学習事業を実施しています。令和3年度は延べ8校 355 人に対して自然観察や省エネなどに関する学習支援を行いました。」とありますが、この学習支援というところがよくわかりません。環境教育や環境学習事業を実施する中で、ここだけ学習支援という言葉が使われたのは、具体的にはどういうことなのでしょう。

実際に実施、環境学習を行ったわけではなく、例えば、何か材料となるものを提供したということですか。

【事務局 時崎課長】

ご質問ありがとうございます。石狩市では、市内の小中学校の授業一環として、海浜植物保護センター等で、環境学習の受け入れをしており、学校授業に関する必要なお手伝いをさせていただいたという趣旨で、支援という表現をさせていただいたのですが、こちらの表現につきましては、支援という言葉が正確かどうか、もう一回検討させていただきたいと思います。

【川路委員】

学習支援のようなものではなくて、環境学習をされているわけですね。

【事務局 時崎課長】

さようでございます。

【川路委員】

それならわかります。この事業を実施する中で支援という表現で、わざわざ分けてあるのは何か意味があるのかなと思ったものですから。

【事務局 時崎課長】

特段定義を分けて表現しているということでもなくて、環境学習の受け入れをしているという趣旨の表現でございます。

【川路委員】

ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。石岡委員どうぞ。

【石岡委員】

この環境白書でも生物多様性について書かれていますが、それと、石狩浜アクションプランはリンクしているというように考えていいのですか。

【松島会長】

今のご指摘は環境白書の中にアクションプランのようなものが掲載されていないから、つながりがどうなっているのかという質問ですかね。

【石岡委員】

そうです。

【松島会長】

2022年の白書に関しては出てきていませんね。

【石岡委員】

6ページぐらいからの「02 石狩市の環境」のところで、環境基本計画や未来の姿などが書かれていて、アクションプランについては書かれていないので、どのようなつながりなのかと思いました。

【事務局 時崎課長】

ご質問ありがとうございます。環境白書の中で、生物多様性に関するページは資料30ページ以降となっております。これは令和4年度版の白書ですので、当該年度における取組状況をここに記載しているのですが、石狩浜アクションプラン等の検討につきましては、資料68ページの辺りで言及しており、今、策定作業中のものにつきましては、まだ30ページの項目に載せる段階ではないということで、特段掲載してはいないというところでございます。

【石岡委員】

4ページの令和4年度特集の中の「第2節 石狩市の環境分野トピックス」に「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドラインの改正」が記載されていますが、これは1,000kW未満の小型風力発電ですね。

私は国の制度の弊害のようなものがあって、開発地で非常大きな混乱があると思ってい

ます。例えば、小型風車の説明会に行ったりしますと、配布資料の内容と事実が異なったりします。廃棄のための積立金が義務化になるなどの話がありましたが、実際は太陽光発電所の場合だけ義務化されて、小型風車は該当しません。

また、例えば、先日オールウインド株式会社というところの説明がありましたが、私は石狩市議の方から資料を見せてもらいましたが、資料には代表者の名前が書いてありましたが、市の届出には別の名前がありました。

それから石狩市に届けてある資料には、ほかの会社の資料も混ざっていましたが、それもオールウインド株式会社が事業するところだと説明を受けたわけです。例えば、新風株式会社と書いてありましたが、担当者は同じ方でした。携帯も同じでしたが、会社が違っていた。そういうことがあり、住民説明会で適当にあしらわれていると言いますか、いい加減なことが行われていて、これではよくないと思っています。

小型風力発電だけの話ではなく、非常に数多くの ID が石狩中に認められていますが、ID 所有者の一覧表をネットで見ることができ、例えば、小さい太陽光の発電所の ID も持っていれば、小さな風力発電の発電所の ID も持っているという方がいて、この方は以前審議した大きな風力発電所の説明員としてこちらにもいらした方だと思うのですが、説明会でも同じ方が来ていることがあります。このように、国の制度上、制限がないため、同じ方がいくつも発電所を持っていて、混乱していると感じています。私はそこが問題だと思うので、問題であると受け止めてほしいと思っています。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。今のお話は、これまで小型風力等に関しては規制もなく行われていたものに対して、4 ページに出ているガイドラインというものを石狩市では設定し、対応しているところですが、それでも現状は十分ではないというご意見だと思います。これは今後、ガイドラインを見直す等で、実質改良できればというご指摘だと思いましたが、事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局 時崎課長】

事務局の時崎でございます。「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン」の趣旨といたしましては、法律や北海道の条例、同業者協会による環境アセスメントの対象外となる 1,000kW 未満の小規模施設を対象として、定めたものです。

その趣旨というものは、資源エネルギー庁が策定しております、「事業計画策定ガイドライン」を補完するものとして、地域の基準を定めることにより、再エネの開発と市民生活との調和を目指そうとするものです。

白書の 4 ページには住宅離隔距離の規定や道路離隔距離の規定を改正したという趣旨のことが書いてございますが、石狩市、特に厚田区におきまして、風況が良いということから、非常に多くの事業認定 ID が取得されている事実がございます。石狩市環境課といたしまし

ては、これからもそうですし、今後もこのガイドラインの対象となる風力発電設備におきましては、市で定めたガイドラインの順守を引き続き求めていくというスタンスで、各事業者に対応して参りたいと考えております。

私からは以上です。

【松島会長】

今の石岡委員のご指摘は、4ページに関しては事実ベースなのでガイドラインを改正しましたということで問題ないと思うのですが、実際にこれを運用していく中で、現状、事業者による住民説明会などを受けたときに、どこまでが事実誤認なのかは難しいところがあると思いますが、参加した住民の方たちは必ずしも満足できない、十分ではないと判断しているということですね。

例えば、騒音の問題については、騒音の件数が何件あるというような数字は出てきますが、説明会で必ずしも満足できないという軋轢については、はある意味、公害に相当するのか、カテゴリーは難しいのですが、白書の中でそういった数字や指摘があってもいいのではないかとのご指摘だと私は理解しました。

要は、発電量はどれくらい増えましたという数値は出てきますが、その発電量を支えるうえで、地域にどれくらいしわ寄せのようなものが起こってしまっているのかという、住民説明会を受けて必ずしも納得できないというような話、そういったものがこの白書の中では見えてこないということが問題なのではないかとのご指摘だと思います。

【事務局 時崎課長】

はい。

【松島会長】

はい、加藤委員どうぞ。

【加藤委員】

白書の作り方というのは、環境基本条例の中で謳われているわけですが、いわゆる単年度、毎年出しているわけですから、単年度に講じてきたことが中心になるというのが、環境省ばかりではなく、色々な防衛白書にしても、色々な商工業の白書にしても、国の白書もそうですから、組み立て方としては今の組み方で良いかなと思います。

ただ、今後、環境白書の取り扱いについて、審議するのであれば、審議会でテーマとして取り扱うのかどうかという入り口論から少しお話した方が良いのではないのでしょうか。

【松島会長】

ありがとうございます。ほかには、委員の皆様から何かございますか。

今の私の発言に関しては特段、こういったことを期待すべきだという具体的な内容があるわけではなく、住民説明会で必ずしも納得できないという点に関して、今の白書では見取れないので何か工夫が必要なのではないかという意見と受け止めていただければと思います。

またこれに関しては後日でも、ご意見あれば事務局の方に寄せていただいても結構かと思えます。

ちょうどページが関連しているので、3ページ、4ページの特集のところですが、こちらには先ほど出てきた生物多様性条約、COP15のことが触れられていませんが、むしろこれは入れとくべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

【事務局 時崎課長】

事務局の時崎です。事務局の方では気づきませんでした、重要なお指摘かと思えますので、今のご意見参考に、この辺りの見直しを考えてみたいと思います。

【松島会長】

はい、よろしく申し上げます。2022年の大きな出来事だったと思いますのでお願いします。

ほか、いかがでしょうか。何かお気づきの点など。

もう一点だけ、30ページの生物多様性に関連してですが、「分野別評価指標の現状と目標」の一番上、「海浜植物等保護地区及びOECMエリアの面積」に、実績値と目標値が出されていますが、この実績値というのは、いわゆる海浜植物等保護地区の面積が現状は計上されていて、OECMというのは入っていないという認識でよろしいですか。

【事務局 時崎課長】

ご質問ありがとうございます。資料30ページの真ん中の表の「海浜植物等保護地区及びOECMエリアの面積」についてということですが、現状OECMは、まだ、まちの方で定義していませんので、現状の数字は入っていません。ご指摘どおりの数字となっております。

【松島会長】

令和12年の目標に向けて、保護地区を拡充することも含めて、OECMエリアも入れていくという意味での数値ということですね。

【事務局 時崎課長】

はい、これからの検討ということになります。ご指摘のとおりです。

【松島会長】

現状動いていない話ですので、OECMの説明のところ一言入れておいても良いかもしれません。

【事務局 時崎課長】

現状、OECMが入っているわけではないとわかるようにということですね。

【松島会長】

はい。

【事務局 時崎課長】

わかりました。ありがとうございます。

【松島会長】

川路委員どうぞ。

【川路委員】

先ほど石岡委員が言われたのは、短絡的な理解かもしれませんが、ざっくり言うと悪徳業者がいるということですか。それを行政が何とかチェックできないかということなのでしょうか。

【石岡委員】

悪徳事業者もいると思います。全体的にそう感じます。そういうことを言いたいのです。

【川路委員】

わかりました。

行政サイドでの規制というものは、どういうことが可能かということですよ。行政に、事業者に対して悪徳だと言ってほしいわけではなく、要するに行政サイドでより厳しい規制を付けた方が良いのではないかというご意見ですよ。

【石岡委員】

そうです。説明会には大抵中国の方がいらして、ドイツの方も来ますが、細かいところで言葉が違うのではないかと思うような説明のときもあります。何とかできないかと思っています。

【川路委員】

このガイドラインは平成30年度に策定され、令和4年4月に改正したということですが、これは実際に色々な周囲の状況を考えて改正したということだと思います。ですが、もっと踏み込んだ独自の何かができないものかという希望があるわけですよね。

それがある意味、例えば、この環境審議会等で、これではまだ緩いのではないかなどの提言と言いますか、そういう厳しい指摘をしても良いのではないかということですよ。

要するに、石岡委員から事務局に対して、「なんでやらないんだ」ということではなく、形式上はガイドラインに沿っているが、その事業者が何かおかしい業者ではないかということは、行政ではチェックできないと思うので、住民として非常に危惧している。

そういうものに対して、行政の範囲内でできることとしては、ガイドラインが最大限ということですか。

【事務局 時崎課長】

ご質問ありがとうございます。まず再生可能エネルギー事業というものは、経済産業省が所掌する「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づきまして、経済産業省資源エネルギー庁が事業認定を出して、そのもとで行われるというのが基本的な仕組みとなっております。

この事業認定というものは、系統接続がきちんとしていることや、型式認証を受けた設備を使うなど、いくつか基準があり、その一定の基準を満たすことによって認定が得られるという仕組みとなっております。

一方、市民生活との軋轢や環境影響に関する部分につきましては、風車の大きさによって諸手続きが決まっていますが、今回白書に記載いたしましたガイドラインの対象となる1,000kW未満の小型の風力発電設備につきましては、法制度上の環境影響に関する仕組みというものが特段ありません。ありますのは、資源エネルギー庁が作った「事業計画策定ガイドライン」というもので、これは再生可能エネルギーの円滑な導入と、地域住民や自治体に対して、事業の実施についての理解を求めて、地域と共生した形で事業を実施することを旨とするものでございます。

ここには一定程度、事前に自治体に相談することや、地域と適切なコミュニケーションを構築すること、あるいは事業実施に当たっては電気事業法と関係法令を遵守すること、さらには、事業終了時は原状回復すること、そのための費用を積み立てることなどを遵守事項として定めておりますが、ガイドラインでございますので、法的な拘束力や強制力があるものではないと認識しております。市のガイドラインにつきましても、この国のガイドラインをベースとした地域の基準を自主遵守事項として定めることで、ある程度地域生活と再エネの調和を図っていこうという趣旨で定めたものでございます。

こういったことで、基礎自治体の環境部門において、再生可能エネルギー事業を即強制力のある規制を設けるという立場にはなかなか立てないという認識はございますが、こうい

った自主遵守事項等につきましては、対象となる設備を設置しようとする事業者に対して遵守していただくように、個別に求めていっているところがございます、今後もそのような形で対応して参りたいと考えております。以上です。

【川路委員】

あくまでもガイドラインであって強制力はないということですね。

【事務局 時崎課長】

はい。

【松島会長】

ありがとうございます。こちらのことは別途もし機会があれば審議会の中でもガイドラインの改正含めて議論できればなと思います。

今回は白書の議題になっておりますので、まずは白書の方をお願いします。

【川路委員】

すみません。

【松島会長】

いや、私が振ってしまったので、申し訳ありませんでした。一点だけ、付け加えさせていただくと、先ほどの石岡委員のご説明の中にあつた住民説明会については、ガイドラインの中で定められているのですが、その説明会で話が変わったり、数値が違っていたり、そういう点が信頼できないというような疑義はあるが、事業者としては住民説明会やりましたという話になってしまうということです。はたしてそれが、ガイドラインが機能していると言えるのかというご指摘だったと思います。またこの件に関しては別途、話し合いの機会があれば、できたらと思います。

白書の方に戻らせていただいて、白書に関してほかに、お気づきの点等ございますか。ちなみにこの修正等はいつまでという締め切りのようなものはありましたか。

【事務局 時崎課長】

修正の方は年度末いっぱいまで可能でございます。

【松島会長】

早いに越したことはありませんが、3月31日まで気づいた点があれば、お送りいただければ、修正は可能ということですね。

もう一点、10 ページに令和3年度の審議会の名簿と開催回数が出ていますが、当該年度

については例年どうしていただのでしょうか。

【事務局 時崎課長】

こちらにつきましては、前年度の審議会の開催状況を記載しているものとなっております。

【松島会長】

例年こういう形での掲載ということですね。わかりました。

令和4年度版なので、令和4年を入れてもいような気もしたので、確認しました。

【事務局 時崎課長】

こちら、全体的な話にもなりますが、令和4年度版につきましては、令和4年度ではなく、令和3年度の実績をまとめたものとなりますため、審議会の開催につきましても、令和3年度の情報が入っているということになります。

【松島会長】

わかりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。またご意見等ございましたら、事務局の方にお送りいただければと思います。年度内によろしくお願いします。

それでは、白書に関しては以上で終わりたいと思います。本日予定しておりました議題は以上となりますが、何か全体を通してご意見、ご質問等はございますか。

なければ、事務局からお願いします。

【事務局 時崎課長】

ありがとうございました。それでは、事務局の方から事務連絡をさせていただきます。

審議会議事録について確認です。記録方法は「全文記録」、確認方法は「会長、副会長の2名で確認」とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の石狩市環境審議会の開催につきましては、令和5年4月頃を予定しています。別途事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【松島会長】

本日は長時間に渡りありがとうございました。以上を持ちまして、令和4年度第2回石狩市環境審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【一同】

お疲れさまでした。

令和 5 年 3 月 10 日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長 松島 肇

令和 5 年 3 月 6 日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長 芥川 智子